

バックナンバーはこちら(中小機構四国WEBサイト内)

→<http://www.smrj.go.jp/shikoku/area/089673.html>



【今月号の目次】

- (1)【今年度第1回目の事業計画認定】…… P.1
- (2)【施策情報】……P.2～5
- ◆福岡・岡山・姫路でタイビジネス商談会を開催します(8/29締切)
 - ◆新価値創造展の出展社を募集中です(8/25締切)
 - ◆越境ECマーケティング支援事業の公募を行っています(9/30(2次)締切)
 - ◆大阪と福岡で越境EC“まるごと”フェスティバルを開催します
 - ◆ものづくり補助金の2次公募を行っています(8/24締切)
 - ◆中小企業等経営力強化法が施行されました
 - ◆農水省・インスタショップ事業の出品者を募集中です
 - ◆NEDO「シード期の研究開発型ベンチャー(STS)事業化支援事業」の公募の説明会(香川会場)を開催します

中小企業地域資源活用促進法等に基づき4件の事業計画が認定されました！

このたび7月6日付で中小企業地域資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づき計4件の事業計画が認定されました。これに伴い、中小機構において四国経済産業局新事業促進室長による認定書の交付式や今後の事務連絡を行うキックオフミーティングが行われ、複数の新聞社に取材・新聞掲載いただきました。今回認定を受けられた各社の「概要」や「今後の抱負」をご紹介します。



認定書交付式の様子(写真左端は(株)四国遍路)

【企業概要について】

- ①代表者氏名 ②所在地 ③資本金 ④従業員数
⑤設立年 ⑥事業内容 ⑦共同申請者or連携参加者

【香川県】株式会社四国遍路



- ①代表取締役 佐藤 崇裕 ②香川県木田郡三木町大字池戸191番地 ③8,000千円 ④ー ⑤2016年 ⑥旅行業(宿泊予約・情報サイト運営、旅行企画) ⑦なし

【認定事業】

四国八十八箇所霊場と遍路道を活用した、個人旅行者向け観光ガイド、ツアーマッチング及び外国人向け宿泊施設のマッチングサービスの開発・提供

<今後の抱負>

当社は、四国に脈々と受け継がれる「四国遍路」をメインテーマに、インターネットなどを活用した新しい旅行サービスを提供するため、2016年に創業しました。四国の隠れた観光資源を発掘し、独自の旅行サービスを創造することを目指しております。当社ならではの特別な旅行体験を提供することで、四国の観光振興や遍路文化の維持・発展に貢献できるよう努めてまいります。

【愛媛県】グッドリバー株式会社



- ①代表取締役 高田 俊平 ②愛媛県北宇和郡松野町大字目黒2885-5 ③2,000千円 ④4名 ⑤2015年 ⑥ラフティング、キャニオニングなどアウトドア体験プログラムの提供 ⑦なし

【認定事業】

面河溪、石鎚山を活用したアウトドア体験プログラムの開発・提供

<今後の抱負>

西日本最高峰「石鎚山」の中腹にある西日本有数の渓谷「面河溪」、その稀有な自然を活かしたアウトドアツアーを行います。身体一つで滝を滑ったりして楽しむキャニオニングをはじめ、自然案内をするネイチャーガイドなど、若者だけでなく、シルバー層も楽しめるメニューを開発し、アウトドア文化を拡げて行くことを目指しています。

さんぼう通信

事業計画認定

中小企業施策

【香川県】 有限会社藍色工房



①代表取締役社長 坂東 未来 ②香川県木田郡三木町大字下高岡2197番地1 ③3,000千円 ④7名 ⑤2005年 ⑥自然素材を活用した化粧品、藍を中心とする生活雑貨の開発・製造・販売 ⑦農事組合法人種穂

【認定事業】

自然素材を活用した化粧品、藍を中心とする生活雑貨の開発・製造・販売

＜今後の抱負＞

可能な限り安全に髪の毛を染められたら…というたくさんの方のご要望を叶えられる素材として、タデアイの活用を真剣に考えています。栽培から製品化、更には販売に至るまで、各業者一丸となって市場へ送り出せる商品づくりに励んでまいります。藍の可能性に愛を込めて！！

【香川県】 合同会社さあかす



①代表社員 多田羅 譲治 ②香川県綾歌郡綾川町陶5779番地1 ③3,000千円 ④3名 ⑤2011年 ⑥食品製造受託、保険代理業 ⑦株式会社三豊セゾン、うえむら農園出荷組合

【認定事業】

マイクロ波減圧蒸留乾燥法による未利用野菜を活用した乾燥野菜及び乾燥野菜を使用した調味料と加工食品の開発・製造・販売

＜今後の抱負＞

当社が取り組んでおりますマイクロ波乾燥技術は、野菜の栄養素を失わず、退色も防止できます。この技術を活用することで、特徴ある乾燥品の製造や、未利用農産物の有効活用もできます。乾燥時に回収した農産物由来の蒸留水の活用や、麴・味噌などと一緒に熟成乾燥させることでポリフェノール等の機能成分を強化した商品づくりも目指しています。

福岡・岡山・姫路でタイビジネス商談会を開催します(8/29締切)

中小機構では、タイの自動車部品関連、電気電子部品関連、医療機器関連の製造会社、さらには工場団地開発会社計19社との商談会を9月中旬に福岡、岡山、姫路の3か所で開催します。参加費無料で、通訳を各テーブルに配置しますので日本語での商談が可能です。参加企業の詳細・希望商談内容をご確認いただき、お申込みをご検討ください。

会場	日時	場所	募集締切
福岡	平成28年9月13日(火) 9時半～12時40分	電気ビル共創館 4階 電気ビルみらいホール (福岡市中央区渡辺通2-1-82)	8月29日(月)正午
岡山	平成28年9月15日(木) 10時～13時10分	おかやま未来ホール (岡山市北区下石井1丁目2-1 イオンモール岡山)	
姫路	平成28年9月16日(金) 10時～13時10分	姫路商工会議所 2階 大ホール (兵庫県姫路市下寺町43)	

【募集・申込みページ】(参加企業の詳細・ニーズの情報もご確認ください)

<http://www.smrj.go.jp/ceo/ceo-thai/>

新価値創造展の出展社を募集中です(8/25締切)

中小機構では10月31日から3日間、東京ビッグサイトにおいて新しいアイデアや製品・技術・サービスを求める企業・バイヤーと、中小企業の皆様との出会いの場を提供する展示会「新価値創造展」の出展社を募集中です。最近注目されている6つのテーマを設定しており、各事業者の事業内容やマッチング希望内容に最も近いテーマを選んで出展いただけます。詳細は募集案内ページをご覧ください。

【開催期間】平成28年10月31日(月)～平成28年11月2日(水)10時～18時(最終日は17時まで)

【場所】東京ビッグサイト東2・3ホール

【出展料】標準コマ税込108,000円(ミニ税込75,600円)

【出展テーマ】①ものづくり ②ロボット ③新素材・新エネルギー ④健康・予防・医療・介護

⑤農林・水産事業の変革と食品製造の自動化 ⑥環境・災害対応、社会・地域課題解決

【出展メリット】

- ・販路拡大
- ・自社製品のプレゼンテーションを行うプログラムを用意
- ・ウェブサイト上の展示会「新価値創造NAVI」への掲載(日本語と英語併記。初回の翻訳は事務局が対応します。)
- ・大手・中堅企業や海外企業との販売・提携等を実現するためのマッチングサイト「J-GoodTech」への登録とジェグテック商談会への参加

【申込締切】8月25日(木)(Web申込フォーム・メールは24時まで。郵送・宅配は消印有効。)

【詳細・申込みはこちら】

<http://shinkachi.smrj.go.jp/tokyo/2016/outline/>

越境ECマーケティング支援事業の公募を行っています(9/30(2次)締切)

中小機構では、「中小企業越境ECマーケティング支援事業」としてTPP交渉参加国を主たる対象として、新たに越境ECサイトを出店又は構築等する事業者を募集します。

概要は以下のとおりですが、公募要領等詳細は募集ページでご確認ください。

【補助対象事業】

TPP交渉参加国を主たる対象として、新たに越境ECサイトを出店又は構築等する事業

【補助対象者】

中小企業者

【補助対象経費】

- ・越境ECサイト出店・制作費用(越境ECサイト出店初期費用、越境ECサイト制作費、翻訳費、コンテンツ制作費)
- ・越境ECサイトプロモーション費用

【補助額】

補助対象経費(税抜)の2/3以内、100万円を上限とし、中小機構が認める額となります。

補助金の交付は、事業完了後の精算払いとなります。

【募集期間】

☆第2期募集(予定)

・募集期間:平成28年8月31日(水)～平成28年9月30日(金)17時(必着)

・採択予定日:10月下旬を予定

・採択想定件数:第1期採択件数及び予算枠に応じて採択予定。

(7月29日まで募集中の第1期分とあわせ150件程度を採択予定)

(※)主たる申請者は、これまで越境EC勉強会、越境ECフェスでのマッチングを経て知識等を習得してきた方を想定しています。なお、勉強会、マッチングに参加されていない方もご申請できます。

【補助事業実施期間】最長平成29年1月31日まで

【その他】

本補助事業採択者のうち特に意欲のある事業者を対象に、海外(米国・シンガポール)のギャラリーにおいて越境ECサイトで取り扱う商品のプロモーションイベントを実施します。

【問合せ先】

中小企業越境ECマーケティング支援事業事務局(株式会社ライヴス内)

TEL:050-5541-6547

【募集ページ】

<http://crossborder.smrj.go.jp/subsidy.html>

大阪と福岡で越境EC“まるごと”フェスティバルを開催します

中小機構では、上記の補助金募集と連動して、海外向けEC販売戦略に応じた適切なECサービス提供事業者とのマッチングを行うことを目的として、越境EC“まるごと”フェスティバルを8月に大阪・福岡で開催します。出展事業者やプログラムなど詳細は募集ページをご覧ください。

会場	日時	場所	募集締切
大阪	平成28年8月2日(火) 10時半～18時	ナレッジキャピタルコングレコンベンションセンターB2F (大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪北館)	8月1日(月)17時
福岡	平成28年9月15日(木) 10時～13時10分	エルガーラホール7F (福岡県福岡市中央区天神1丁目4-2)	8月9日(火)17時

【問合せ先】

中小機構eコマースセミナー事務局

TEL:03-5470-1681

MAIL:e-commerce@smrj.go.jp

【詳細情報ページ】

<http://marugoto-ecfes.smrj.go.jp/>

ものづくり補助金の2次公募を行っています(8/24(水)締切)
全国で概ね100件程度の採択を予定しています

全国中小企業団体中央会では、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援する平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の2次公募を行っています。今回は全国で100件程度を採択する予定で、採択時期は10月中を予定しています。

【締切】平成28年8月24日(水)(当日消印有効)

	対象要件(「革新的サービス」「ものづくり技術」のどちらでも申請可能)	上限額	補助率
一般型	・「革新的サービス」で申請する場合 「 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン 」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。	1,000万円	2/3以内
小規模型	・「ものづくり技術」で申請する場合 「 中小ものづくり高度化法 」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。	500万円	

※一般型の応募者が7月1日施行の中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた場合、審査時に加点があります。

【問合せ先・募集ページ】

(1)徳島県(徳島県中小企業団体中央会)

TEL:088-678-2782)

<http://www.tkc.or.jp/mono/h27.html>

(2)香川県(香川県中小企業団体中央会)

TEL:087-802-2535

http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/news/mono/tpc_monodukuri/27monodukuri.htm

(3)愛媛県(愛媛県中小企業団体中央会)

TEL:089-955-7150

http://www.bp-ehime.or.jp/support/develop/index.html#27_1

(4)高知県(高知県中小企業団体中央会(連携推進部))

TEL:088-845-8870

<http://www.kbiz.or.jp/%e2%97%8e%e5%b9%b3%e6%88%90%ef%bc%92%ef%bc%97%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e8%a3%9c%e6%ad%a3%e3%80%8c%e3%82%82%e3%81%ae%e3%81%a5%e3%81%8f%e3%82%8a%e3%83%bb%e5%95%86%e6%a5%ad%e3%83%bb%e3%82%b5%e3%83%bc%e3%83%93-2/>

中小企業等経営強化法が施行されました
固定資産税や金融支援等の特例措置が利用可能となります

7月1日付で中小企業等経営強化法が施行されました。本法律は、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、(1)各事業所管大臣による事業分野別指針の策定や、(2)中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置を規定しています。詳細は公式WEBページをご覧ください。

【支援措置】

(1)経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した事業計画(「経営力向上計画」)を作成します。

計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減(資本金1億円以下の会社等を対象、3年間半減)や金融支援等(低利融資、債務保証等)の特例措置を受けることができます。

(2)認定経営革新等支援機関による支援

認定経営革新等支援機関(主に商工会議所、商工会、中央会、金融機関、士業等)による計画策定の支援を受けられます。

(3)手続きの簡素化

申請書類は実質2枚。窓口へ提出しなくても、郵送による送付も可能です。

【問合せ先】

四国経済産業局 産業部 中小企業課 新事業促進室

TEL:087-811-8562

【四国経済産業局の施策紹介ページ】

http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh_b5/1_sesaku/160713b/160713b.html

